

旭川市中小企業振興資金

貸付条件変更要領

1 目的

経済情勢・環境等により経営に影響を受けている中小企業者等に対し、中小企業振興資金に係る貸付条件の変更等（以下「貸付条件変更」という。）の措置を講じ、これら中小企業者等の債務返済に係る負担軽減を図ることにより、経営の維持・安定に資することを目的とする。

2 対象要件

中小企業振興資金の借入残高を有する中小企業者等（以下「借入者」という。）で、その後の経済状況等の変化により、貸付期間の延長や返済猶予等の貸付条件の変更を取扱金融機関へ申し込み、取扱金融機関、北海道信用保証協会（以下「信用保証協会」という。）等が協議の上認めたもの。

3 貸付条件変更の内容

（1）貸付期間を延長できる期間

別に定める資金ごとの個別要領で規定している貸付条件のうち、貸付期間について、借入者と取扱金融機関、信用保証協会等が協議の上定めた期間まで、延長することができるものとする。ただし、損失補償制度を設けている緊急対策資金（倒産関連融資）については、借入れのあった年度に旭川市と取扱金融機関又は信用保証協会との間で締結済みの損失補償契約で定める補償対象期間までとする。

（2）貸付期間の延長を要しない条件変更

貸付期間の延長を要しない割賦返済額の一時的な償還猶予又は減額等については、借入者と取扱金融機関、信用保証協会等が協議の上定めた内容に従い、変更できるものとする。

（3）貸付利率

貸付利率のみの引き下げ、及び返済期間の延長又は返済猶予等に連動した貸付利率の引き上げはできないものとする。

（4）利子補給の取扱い

利子補給制度を設けている次の資金については、利子補給要領で定める補給期間内に、貸付条件の変更に伴う利息支払猶予の措置が取られた場合であっても、当該猶予相当期間の利子補給期間の延長はしないものとする。

ア 大型設備等導入資金（ものづくり支援融資）

イ 企業立地促進資金

ウ 経営革新・販路拡大等支援資金（経営革新・販路拡大等支援融資）

エ 経営革新・販路拡大等支援資金（経営力強化サポート融資）

オ バリューアップサポート資金

カ 経営課題解決資金（新型コロナウイルス関連）

キ 新規創業支援資金

ク おもてなし環境整備資金

ケ 中心市街地新規出店支援資金

4 申込手続等

- （1）借入者からの申込みにより、当該貸付に係る貸付条件の変更を行うこととした取扱金融機関は、借入者に変更内容を確認した上で、事前に貸付条件変更申込書（共通様式第9号）により、市へ申し込むものとする。
- （2）市は、申込書を受理した時は、当該申込内容について確認し、適当と認めた場合について、貸付条件変更承認書（共通様式第10号）を交付するものとする。